

福島県最低賃金の引上げと早期発効について

新型コロナウイルス感染症の第8波の拡大も懸念される中、ワクチン接種も進み、経済は緩やかな回復基調を見せているものの、製造業を中心に海外サプライチェーンの影響が続き、部品不足、資材不足の影響でいまだ生産調整などを余儀なくされており、福島県内の雇用と労働環境に及ぼす影響は未知数です。

また、国際情勢に起因する急激な物価上昇や円安の影響により、働く者の生活はより厳しさを増しており、経済や物価上昇に見合った賃上げが喫緊の課題となっています。

加えて、コロナ禍以前からの課題である人手不足を補うための外国人労働者の増加や、パート労働者、契約社員・派遣社員などといった雇用形態の多様化が進んでいます。政府が掲げる同一労働同一賃金の趣旨に鑑み、また、新型コロナウイルス感染症の影響を見据えたセーフティネットの強化策及び人口流出抑制策として、最低賃金引上げと早期発効は重要な政策です。

よって、下記事項について特段の措置を講じるよう、強く要請します。

記

- 1 福島県最低賃金を早期に 1,000 円を目指して引上げを行うこと。

特に、国際情勢に起因する急激な物価上昇や円安の影響により、働く者の生活はより厳しさを増しており、経済や物価上昇に見合った賃上げが喫緊の課題となっている現状を踏まえるとともに、

「経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太方針2022）」で、早

期に最低賃金の全国加重平均が 1,000 円以上となることを目指す
とした政府の積極姿勢を重く受け止めること。

2 中小企業等が最低賃金の引上げ原資を捻出するため、価格転嫁
を始めとした環境整備の充実、強化を図ること。

3 最低賃金引上げについては、賃金の多寡と人口移動の相関関係
が示されていることから、労働力確保や人口流出抑制等多様な
政策誘導として取り組むこと。

4 福島県最低賃金の改定諮問時期は、労働者間の均衡や景気への
影響を考慮し、可能な限り早め、早期の発効に努めること。

ここに、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたしま
す。

令和 5 年 3 月 20 日

会津若松市議会議長 清 川 雅 史

あて

内閣総理大臣

厚生労働大臣

福島労働局長

その他関係筋